

日本の国連 PKO 政策の変遷
— 国連三角パートナーシップ (UNTPP) の制度的意義について —

勝又隆夫

要 旨

本稿は、国連三角パートナーシップ・プログラム (UNTPP) を分析軸として、日本の国連平和維持活動 (以下「PKO」) 政策の変遷を実証的に検証することを目的とする。冷戦後、PKO の任務は伝統的な停戦監視を中心としたものから、文民保護・国家建設・人道支援などを含む「多機能型」へと変化した。これに伴い、現場では装備・訓練・専門人材をめぐる「能力ギャップ」が顕在化した。こうした環境の変化と国内の制度的制約を背景に、PKO への参画のあり方も、部隊派遣を主軸とする貢献から、訓練支援や標準化といった知識主導型の貢献へと重点を移した。この過程を実証的に検証するため、中堅国 (ミドルパワー) 外交の理論的視座から、日本が有する専門性を活用しつつ、国連の制度設計への関与を通じて国際的な枠組みに影響力を及ぼすメカニズムを示し、中堅国による貢献モデルとしての示唆を提示する。

第 1 章 序論

1.1 問題意識と研究目的

1.1.1 冷戦後 PKO の変容と能力ギャップの顕在化

冷戦の終結は、PKO の性格と規模に根本的な変化をもたらした。冷戦期の PKO は、国家間紛争における停戦監視や兵力引き離しといった任務を主とする活動形態 (いわゆる「第一世代」の PKO) であった¹。他方で冷戦後、国際社会における紛争の性質は、従来の国家間戦争から、国家の統治能力の脆弱化や民族・宗教的対立を背景とする内戦や非国家主体を含む複雑な武力紛争へと変化した。このような構造的変化は、PKO の任務と求められる能力に対して質的な再編を迫るものであり、従来の停戦監視中心の活動から、国家再建や文民保護を含む多機能型の PKO への移行を促す要因となった。

1990 年代以降の PKO は、停戦監視に加え、紛争後の国家建設、選挙監視、人道支援、行政機能の暫定統治、文民保護など、多様かつ複合的な任務を統合的に遂行することが求められるようになった²。この任務の拡大は、PKO 要員に求められる能力の質的・量的変化を伴った。

¹ United Nations, *The Blue Helmets: A Review of United Nations Peacekeeping*, 3rd ed., United Nations Department of Public Information, 1996, p.5.

² United Nations Department of Peacekeeping Operations and Department of Field Support, *United Nations Peacekeeping Operations: Principles and Guidelines* ("Capstone Doctrine"), 2008, pp. 25-29.

2000年の「ブラヒミ報告（Brahimi Report）」は、PKOが直面する課題、例えば迅速な展開能力の欠如、複雑化・不明確化する任務、要員の訓練・装備の不足等を指摘し、PKOの改革の方向性を示した³。さらに、2010年代以降、マリ、南スーダン、中央アフリカ共和国などにおいてPKOはより複雑な情勢に直面するようになり、こうした作戦環境の悪化は、後述するHIPPO報告においても主要な課題として取り上げられた⁴。現場要員の安全確保を国連改革の中心的な課題として位置づけた上で、2017年の「クルス・レポート（Cruz Report）」では、現状を変えなければPKO要員の犠牲は今後も継続・増加すると警告した⁵。

このような環境下で、マンデート遂行と要員の安全確保の双方を実現するためには⁶、イネーブラー（enabler）の能力、すなわち施設（工兵）、医療、C4ISR（指揮・統制・通信・コンピューター・情報・監視・偵察）、輸送等、マンデート遂行を間接的に支える基盤能力が不可欠であることが認識されるようになった⁷。

2014年9月の「国連PKOに関するハイレベル会合」では、加盟国に対して新たな貢献（pledge）の提示が求められ⁸、翌2015年9月の国連PKOサミット（Leaders' Summit on Peacekeeping）は、こうした貢献表明を集約・可視化する場として位置づけられた⁹。その際、日本は安倍晋三総理（当時）の政治的リーダーシップの下で、早期展開支援（ARDEC）等を含む能力構築支援を貢献の柱として打ち出し、国連PKO改革の潮流に呼応する形での対応を前面に押し出した¹⁰。

2014年に設置されたPKOハイレベル独立パネル（HIPPO）は、PKOが直面する安全保障環境の悪化、任務の複雑化、資源・能力の不足といった課題を改めて指摘し、加盟国・地域機関・国連事務局の連携強化、パートナーシップの拡充、要員の能力向上の重要性を強調した¹¹。同パネルの提言となる「HIPPO報告」では、訓練と装備の充実した要員の重要性について言及しており、派遣前訓練の標準化と質的向上、派遣国への能力構築支援の必要性を提言した。この提言を受け、国連は能力構築支援を政策の中核に据え、同年国連三角パートナーシップ・プログラム（UNTPP）が開始された。

³ United Nations, *Report of the Panel on United Nations Peace Operations* (hereafter “Brahimi Report”), August 20, 2000, A/55/305-S/2000/809, pp. 1-29.

⁴ United Nations, *Report of the High-Level Independent Panel on Peace Operations on Uniting Our Strengths for Peace: Politics, Partnership and People* (hereafter “HIPPO Report”), June 17, 2015, A/70/95-S/2015/446.

⁵ United Nations, *Improving Security of United Nations Peacekeepers: We Need to Change the Way We Are Doing Business* (hereafter “Cruz Report”), December 2017.

⁶ 本稿における「マンデート」とは、国連安全保障理事会がPKOミッションに付与する任務、権限及び活動範囲をいう。

⁷ United Nations, *A New Partnership Agenda: Charting a New Horizon for United Nations Peacekeeping*, July 2009, pp.27-29, available at: https://peacekeeping.un.org/sites/default/files/newhorizon_0.pdf. 同文書 p.27 は “ENABLERS-engineers, logistics and transportation units”を“critical shortages”として表現している。併せて、細川香宣『国連平和維持活動訓練における三角パートナーシップの形成』防衛大学校総合安全保障研究科前期課程（専修プログラム）課程修了論文、2025年4月（未公開）を参照。

⁸ 外務省「国連PKOに関するハイレベル会合（概要と評価）」
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/ipc/page18_000363.html)

⁹ 日本が表明したARDEC等の取組は、後にUNTPPの下で展開される施設分野の能力構築支援と連続性を有する取組として位置づけることができる。この制度的連続性については、本稿における分析である。

¹⁰ 外務省「安倍総理の第2回PKOサミット出席」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/ipc/page3_001397.html)

¹¹ 2014年、潘基文国連事務総長は平和活動の包括的見直しを目的としてHIPPOを設置した。HIPPOは2015年6月に報告書（A/70/95-S/2015/446）を提出し、現代PKOが直面する課題と改革の方向性を提示した。続く同年9月に事務総長報告（A/70/357-S/2015/682）が提出され、報告書に対する事務総長の公式な対応及び実施方針が示された。

さらに 2018 年 9 月、国連事務総長アントニオ・グテーレスが発表した「Declaration of Shared Commitments on UN Peacekeeping Operations (Action for Peacekeeping)」(以下「A4P 宣言」)は、150 カ国以上の賛同を得て、要員・警察派遣国(T/PCCs)の能力構築に関し、「我々は、三角パートナーシップや共同展開を含む革新的なアプローチを追求することにより、軍・警察要員の準備、訓練、装備の充実に共同で取り組むことを約束する」と明記した¹²。この点は、UNTPP が、加盟国の政治的コミットメント文書の中で明示的に位置づけられ、能力構築支援(とりわけ訓練)の実施に関する正統性を付与されたことを意味する。したがって、三角協力は単なる個別協力の集積としてではなく、PKO 改革文脈における能力構築の実装手段として制度的に位置づけられ、以後の展開における参照枠として機能する重要な節目となった。

1.1.2 日本の PKO 政策の変遷

日本の PKO 参加は、1992 年 6 月の「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(いわゆる PKO 協力法)の成立により制度的基盤が整備された¹³。同法は、自衛隊の PKO 派遣を可能とする一方で、「参加 5 原則」(停戦合意の存在、受入国の同意、中立性の厳守、要件不成立時の撤収、武器使用の最小限化)という厳格な要件を定めた。これは、国内の法制度上の制約の下で PKO 参加を制度化するため、活動要件と権限行使の範囲を画した枠組みとして位置づけることができる。

1992 年 9 月、日本はカンボジア(UNTAC)¹⁴へ施設部隊約 600 名を派遣し、初の本格的な PKO への参画を実現した¹⁵。カンボジアでの活動は、道路補修、橋梁架設、給水支援等のインフラ復旧を中心とするものであり、日本の工兵能力の高さを国際社会に示す機会となった。しかし同時に、任務遂行中の文民警察官の殉職という痛ましい事件も経験し、PKO 参加のリスクと国内法制上の制約が浮き彫りとなった¹⁶。

UNTPP の形成過程は、2014 年 9 月に米国主導で開催された「国連 PKO に関するハイレベル会合」における「新たな貢献(pledge)」要請の流れの中に位置づけられる。翌 2015 年 9 月の国連 PKO サミット(Leaders' Summit on Peacekeeping)は、各国の貢献策を集約・可視化する場として設計されており、日本が表明した早期展開支援(ARDEC)等の取組は、後の UNTPP へと接続する「能力構築支援」志向の制度化の一端であると同時に、少なくとも施設(工兵)分野を中心に、同プログラムの実務的な立ち上げと方向づけに日本が一貫して重要な役割を果たしてきたことを示唆する。

2015 年 9 月、平和安全法制の成立により PKO 協力法が改正され、「駆け付け警護」や「宿営地の共同防護」といった新たな任務が認められた¹⁷。しかし、2017 年の南スーダン

¹² United Nations, *Declaration of Shared Commitments on UN Peacekeeping Operations (Action for Peacekeeping)*, September 2018, paras. 7, 20.

¹³ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成 4 年法律第 79 号)

¹⁴ 国連カンボジア暫定統治機構(United Nations Transitional Authority in Cambodia: UNTAC)

¹⁵ 防衛庁『防衛白書』1993 年版、第 6 章；外務省『国際平和協力法に基づく自衛隊の国際平和協力活動』2023 年版

¹⁶ 外務省「カンボジア和平及び復興への日本の協力」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/kyoryoku.html>)

¹⁷ 平和安全法制(2015 年)：平和安全法制整備法(平成 27 年法律第 76 号)及び国際平和支援法(平成 27 年法律第 77 号)の制定。

PKO (UNMISS) からの撤収以降¹⁸、日本の部隊派遣の規模は大幅に縮小し、2025 年時点での日本からの要員派遣としては、UNMISS 司令部要員 6 名のみとなっている。このような状況は、日本の PKO 政策が、部隊派遣中心の貢献から制度構築型の貢献へと比重を移しつつあることを示している¹⁹。すなわち、大規模な部隊派遣に代えて、①UNTPP 等の枠組みを活用した能力構築支援（訓練提供）、②PKO ミッションや国連本部への幕僚要員派遣、③訓練基準策定・マニュアル改訂への知的貢献（例：国連工兵部隊マニュアル改訂への関与）といった制度的貢献が前景化している²⁰。

1.1.3 本研究の目的と意義

本研究の目的は、UNTPP を手がかりに日本の PKO 政策が「部隊派遣中心」から「制度的貢献中心」へと移行してきた過程を実証的に分析するとともに、UNTPP が有する制度的意義を整理し、その知見が中堅国（ミドルパワー）による貢献モデルとして、一般化が可能であるかを検討することである²¹。具体的には、以下三点を明らかにする。

第一に、UNTPP の形成要因を、三角協力（triangular cooperation）の理論枠組みに即して解明する。UNTPP は、国連・支援国・要員派遣国の三者が異なる資源と機能を持ち寄り、役割分担の下で協働する協力モデルである。したがって、その成立条件及び制度としての持続可能性を規定する要因を分析することは、PKO 分野にとどまらず、他の国際的な協力の枠組みにも応用可能な材料を提供する。

第二に、日本の UNTPP 貢献の構造と特徴を、①イネーブラー訓練、②訓練の標準化（質保証）、③戦略的コミュニケーションという三本柱から分析する²²。日本は、PKO 協力の制定以降、国際平和協力に参画するための枠組みを構築しており、一定規模の部隊派遣を可能とする環境を整備してきた。他方で、近年の PKO を取り巻く作戦環境の複雑化・高脅威化に加え、国内法制上の制約（参加 5 原則を含む任務要件・権限行使の限定）を踏まえると、UNMISS のような大規模派遣を継続的・常態的に実施することは、総合的な判断として見通しにくい。こうした条件の下で、日本は主に施設（工兵）分野で蓄積してきた技術・教育訓練ノウハウという比較優位を活かし、訓練支援国として UNTPP 内で独自の役割を形成してきた。こうした貢献の仕組みと効果を検討することは、資源制約の下で国際制度に関与しようとする他の国に対しても、有効な選択肢と条件を示すものとなる。

¹⁸ 国連南スーダン共和国ミッション（United Nations Mission in the Republic of South Sudan: UNMISS）

¹⁹ 内閣府 PKO 事務局「今後の国際平和協力の在り方に関する研究会～議論概要～」2025 年 6 月。
https://cao.go.jp/pko/pko_j/operations/pdf/202506_girongaiyo.pdf（2026 年 4 月 14 日閲覧）。能力構築支援、人的貢献（幕僚要員派遣）の重要性に関する整理がなされている。なお同文書において「国際平和協力活動への自衛隊派遣が減っているのは、自衛隊派遣の対象が防衛協力にシフトしたためであり、国際的な派遣全体を見ると増えている」との考察がある。

²⁰ 日本は、国連マニュアルの改訂に向けた専門家部会をリードし、令和 7 年には国連 DPO 局長が「工兵部隊マニュアル（改訂版）」を承認している。防衛省「国連 PKO 部隊マニュアルに係る取組」
https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/pko/engn_manual.html（2026 年 4 月 14 日閲覧）。

²¹ 石田智範「インド太平洋において立ち位置を模索する韓国－李在明外交の現状と展望」『NIDS コメンタリー』第 421 号、2026 年 3 月、3 頁。ミドルパワーが制度的枠組みや連合形成を通じて影響力を行使するとの議論については、Richard Higgott and Andrew F. Cooper, “Middle Power Leadership and Coalition Building,” *International Journal*, vol. 45, no. 2 (1990), pp. 266–285.

²² United Nations, *Action for Peacekeeping Plus (A4P+): Priorities for 2021–2023* (2021), available at: https://peacekeeping.un.org/sites/default/files/2026-02/a4p_background_paper.pdf.

第三に、ミドルパワー外交の理論的視座から、中堅国は、超大国に比して軍事力・経済力に制約を抱える一方、専門性と外交資源を動員して国際的な枠組みの構築・維持に参画し、規範形成過程に影響力を及ぼし得るとされる²³。本研究は、日本の UNTPP 参加を「制度を通じた影響力行使」の具体例として捉え、その成立条件と限界を検証することで、中堅国が制度的貢献を通じて影響力を形成するメカニズムの理解を深める。なお多くの先行研究が、PKO 訓練の特殊性やパートナーシップの重要性を論じてきたが、支援国の役割分担や相互作用メカニズムの分析に関しては十分な研究がない。本稿はこのギャップを埋め、日本の経験を通じて UNTPP の制度的意義を実証的に示すことで、国際平和協力研究に新たな知見を提供する。

1.2 論文の構成

本稿は以下のように構成される。第 2 章では、PKO 訓練の特殊性とイネーブラー能力に関する既存研究を整理し、ミドルパワー外交の視座から、本研究の分析枠組みを提示する。第 3 章では、UNTPP の制度設計と日本の貢献を、制度的形成要因、日本の比較優位、訓練標準化への知的貢献、戦略的コミュニケーションの観点から実証的に分析する。第 4 章では、分析から得られた知見を総括し、中堅国の制度的貢献モデルとしての政策的含意を提示する。

第 2 章 理論的枠組みと先行研究

2.1 PKO 訓練の特殊性とイネーブラー能力

2.1.1 PKO 訓練の独自性と進化

国連 PKO における訓練の特殊性は、冷戦期からその政治的、非軍事的性格に基づき、通常の軍事訓練とは一線を画すものとして定義されてきた。特に初期の停戦監視任務においては、武力行使を前提としない行動規範や中立性の維持が重視され、これが PKO 訓練の原点を形作った。冷戦後、PKO の任務が「第二世代」以降、多機能化するに従い訓練内容も質的な変容を遂げた。2000 年の「ブラヒミ報告」は、従来の訓練不足が任務の失敗に直結することを指摘し、交渉、調停、文民保護といった「非軍事的スキル」の体系化を促した²⁴。

国連は 2009 年以降、派遣前訓練の標準化を進め、CPTM (Core Pre-deployment Training Materials) を策定することで全ての要員に共通の行動規範と専門的スキルを求める制度的枠組みを確立した。さらに、2015 年の「HIPPO 報告」及び 2017 年の「クルス・レポート」を経て、訓練は単なる知識習得から、過酷な環境下での任務完遂と安全確保を両立させるための専門的スキルを追求するものへと深化したと言える。このように、PKO 訓練は「非戦闘的任務への対応」と「多国籍環境での標準化」という特性を具備するようになった。

2.1.2 イネーブラー能力の重要性

²³ Higgott and Cooper, “Middle Power Leadership and Coalition Building,” pp. 266–285.

²⁴ Brahimi Report, paras. 48–64, 84–117.

PKO の実施において、イネーブラー能力の重要性は近年ますます高まっている。イネーブラーとは、マンデート遂行に直接関与する戦闘部隊とは異なり、間接的に任務を支える支援的機能を指す。具体的には、①施設（工兵）による道路・橋梁の建設・補修、②医療支援（野戦病院、衛生管理）、③C4ISR（指揮・通信・情報収集）、④輸送・補給などが含まれる。

Garland H. Williams は、ポスト紛争復興における工兵の役割を「平和のエンジニアリング」と位置づけ、インフラ整備が治安回復と住民の信頼醸成に果たす役割を強調した²⁵。本多倫彬は、日本の PKO 参加における工兵部隊の活動を分析し、非戦闘的でありながら、マンデート遂行に不可欠な役割を果たしていると評価している²⁶。国連も、2019 年に発表した「PKO における能力ニーズ報告書」において、イネーブラー能力の不足を構造的課題として明示し、加盟国に対して専門的能力の提供を呼びかけている²⁷。特に、重機操作、医療支援、通信・情報分野は、派遣国の能力格差が大きく、支援国による訓練支援の必要性が高い分野とされている。

このように、PKO 訓練の特殊性とイネーブラー能力の重要性は、国連、加盟国、研究者の間で広く認識されており、UNTPP のような制度的枠組みを通じた能力構築支援の意義は、理論的にも実践的にも裏付けられている。

2.2 ミドルパワー外交の視座

PKO における加盟国間の連携は、国連のリソース不足と加盟国の専門性を結びつける制度として発展してきた。特に近年、軍事力や経済力において突出しない中堅国（ミドルパワー）にとって、多国間枠組みを活用した貢献は、国際社会における存在感と規範形成力を確保するための戦略的選択となっている。ミドルパワーは、連合形成や多国間制度への関与を通じて、自国の限られた資源を補完しながら国際的影響力を行使する主体として論じられてきた²⁸。

本稿では、こうした外交行動のうち、特定分野における専門性を国際制度の設計・運用に結びつける影響力を「制度的影響力」と捉える。

第3章 UNTPP と日本の制度的貢献

3.1 UNTPP の制度設計と形成要因

UNTPP は、国連、支援国、要員派遣国の三者が協力する「三角協力」の枠組みである²⁹。本稿では、その制度化過程を、国連による PKO 訓練標準化の進展、支援国による比較優位

²⁵ Garland H. Williams, *Engineering Peace: The Military Role in Postconflict Reconstruction* (Washington, DC: United States Institute of Peace Press, 2005).

²⁶ 本多倫彬「国連の平和活動の新展開とエンジニアリング・ピース」『Keio SFC Journal』第15巻第2号、2016年3月、98-119頁。

²⁷ United Nations, *Current and Emerging Uniformed Capability Requirements for United Nations Peacekeeping*, May 2019, p. 5, available at: https://peacekeeping.un.org/sites/default/files/uniformed-capability-requirements-un-peacekeeping_may-2019.pdf.

²⁸ Higgott and Cooper, “Middle Power Leadership and Coalition Building,” pp. 266-285.

²⁹ UNTPP は、2018 年の「Action for Peacekeeping (A4P)」宣言において国連 PKO 改革における「革新的なアプローチ」のひとつとして位置づけられた。さらに、国連事務局は A4P (2018) の実施を具体化する枠組みとして「Action for Peacekeeping+ Plan」において優先課題を 7 分野に整理して提示している。そこでは、三角パートナーシップ (TPP) が「3 Capabilities and mindset」の分野において明示されてい

分野への貢献を通じた役割形成、そして要員派遣国における能力構築需要という三つの要因から説明する。

3.2 日本の貢献①：イネーブラー訓練支援の制度的展開

日本は、1992 年の UNTAC（カンボジア）派遣以来蓄積してきた施設分野の専門性を、UNTPP における主要な貢献領域のひとつとしている。ケニア等の訓練拠点における重機操作訓練は³⁰、工兵能力の向上を通じて PKO ミッションの展開能力及び安全確保を支える取組として位置づけることができる。

また、イネーブラー訓練支援は、PKO ミッションの機動力・持続性・安全性を支える基盤的機能を強化するとともに、要員派遣国側の能力構築を促進する取組として理解することができる。さらに、本稿の分析では、こうした支援は要員派遣国の能力向上のみならず、支援国が有する専門性を国連の能力構築枠組みの中で継続的に活用する仕組みとしても捉えられる。

この観点から見ると、日本の取組は単なる技術移転にとどまらず、UNTPP における役割分担を支え、その運用を通じた訓練標準化の定着にも寄与していると考えられる。したがって、日本の貢献は、その専門性を活用して国連の能力構築制度に関与する一形態として位置づけることが可能である。

3.3 日本の貢献②：制度設計及び訓練標準化への知的貢献

日本は、UNTPP において訓練の実施だけでなく、訓練基準の策定や教官養成（TOT）といった制度設計にも関与を継続してきた経緯がある³¹。2014 年には、国連工兵マニュアルの改訂作業において議長国を務め、自衛隊の施工管理、安全基準、教育手法を国際基準に反映させている³²。このような知的貢献は、①国連 PKO の訓練制度そのものの質的向上に寄与し、②日本が重視する安全管理や教育手法を訓練基準に反映させ、③中堅国が制度設計において一定の役割を果たす可能性を示すものと考えられる。特に、TOT プログラムの体系化は、要員派遣国の自律的訓練能力の確立に直結し、持続可能な能力構築支援の鍵となる。また、こうした訓練標準化への関与は、軍事力や資金力に依存しない形での影響力行使を可能としつつ国際的な枠組みにおいて果たし得る役割の具体例として特筆できる。

3.4 日本の貢献③：戦略的コミュニケーション（SC）による制度的影響力の拡張

制度的貢献の実効性を高めるため、日本は戦略的コミュニケーション（Strategic Communication: SC）の統合を図っている。国際平和協力における SC は、情報収集、人的

る。United Nations Department of Peace Operations, *Action for Peacekeeping+ Plan (2021)*, pp. 1, 10, available at: https://peacekeeping.un.org/sites/default/files/action_for_peacekeeping_plus_plan.pdf.

³⁰ ケニアの訓練施設は、国際平和支援訓練センター（International Peace Support Training Centre: IPSTC）である。

³¹ TOT（Training of Trainers）は、要員派遣国の教官を養成し、訓練能力を国内に内在化させるための教官養成枠組みである。

³² 防衛省「国連 PKO 部隊マニュアルに係る取組」

https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/pko/engn_manual.html（2026 年 4 月 14 日閲覧）。

ネットワーク構築及び対外発信を統合的に行う戦略であり、制度的貢献の効果を最適化することができる³³。

日本による国連 DPO（Department of Peace Operations）、地域支援センター（RSCE）³⁴、国際平和協力センター（IPSTC 等）への要員派遣は、国連及び関係国との情報共有や人的ネットワーク形成を支える取組として位置づけることができる。また、訓練成果の可視化、国民への説明責任、要員派遣国との信頼醸成といった観点から、多層的広報（対国際社会、対国内、対要員派遣国）を展開している。

このような SC の展開は、制度的貢献の成果を国際社会に認知させるとともに、国連や他国との協働関係を深化させ、併せて国内における支持基盤を強化するという効果をもたらす。特に、若年層への広報や教育との連携は、将来の人材育成と国際貢献機運の醸成に資するものであり、制度的貢献の持続可能性を高める要素として位置づけられる。

SC は、限られた資源の中で最大限の影響力を発揮するための戦略的手段であり、日本の UNTPP における実践は、その有効性を示す事例と位置づけることができる。

3.5 小括

第 3 章の分析から明らかになったのは、日本の UNTPP における貢献が、単なる訓練支援や技術移転ではなく、国連の訓練標準化への関与、比較優位を有する分野への専門的貢献を通じた役割の確立、及び戦略的コミュニケーション（SC）を介した影響力の持続化という構造を持つ点である。これらは、物理的な部隊派遣を伴わずとも、支援国が国連制度の運用及び規範形成に影響を及ぼし得ることを示している。UNTPP は、日本にとって PKO 参加の代替手段ではなく、制度的貢献を通じた関与への転換として位置づけられる。

第 4 章 結論と政策的含意

4.1 分析から導かれる知見の整理

本稿では、UNTPP を分析対象とし、日本の国連 PKO 政策が部隊派遣中心の関与から、制度的貢献を重視する形態へと転換してきた過程を分析した。以下に、分析から導かれる主要な知見を整理する。

第一に、UNTPP は偶発的あるいは一時的な協力枠組みではなく、国連、支援国、要員派遣国の三者それぞれの制度的利害が合致した結果として形成・定着した制度であることが確認できる。国連側にとっては、PKO 訓練の標準化と能力不足という構造的課題を解決する実装手段であり、支援国にとっては自国の比較優位分野を活かした関与の場であり、要員派遣国にとっては国際標準に基づく能力向上の機会であった。UNTPP は、こうした相互補完的關係の上に制度化された点に特徴がある。

第二に、日本の UNTPP における貢献は、①イネーブラー訓練、②訓練標準化への知的貢献、③戦略的コミュニケーション（SC）という三つの要素から構成される、一定の再現性を有する構造を持つことが明らかになった。日本は、施設（工兵）、医療分野における専

³³United Nations Department of Peace Operations (DPO), Integrated Training Service, *Core Pre-deployment Training Materials (CPTM) 2025: Lesson 2.9, 'Strategic Communication and Information Integrity'*, 2025.

³⁴地域支援センター・エンテベ（Regional Service Centre Entebbe: RSCE）は、ウガンダのエンテベに所在する国連施設である。

門性を中核に据えつつ、訓練の実施にとどまらず、訓練基準やマニュアル策定への関与を通じて制度設計に参画してきた。さらに、人材配置や情報発信を通じて制度的貢献の成果を可視化し、影響力の持続を図っている。

第三に、日本の PKO 政策における部隊派遣の制約は、国際貢献の縮小を意味するものではなく、制度的関与への転換を促す条件として機能してきたことが示された。国内法制上の制約や作戦環境の複雑化という要因は、大規模派遣の継続を困難にする一方で、能力構築支援や制度設計への関与を選択する動因となった。UNTPP における日本の取組は、このような制約の下でも、中堅国が国際的な枠組みに影響を及ぼし得ることを示す実証的事例である。

4.2 政策的含意：中堅国の制度的貢献モデル

本分析は、UNTPP を通じた制度的貢献が無条件に成立する普遍的モデルであることを示すものではない。むしろ、UNTPP は一定の条件が満たされた場合に機能する「条件付きモデル」として理解することが適切である。

第一の条件は、支援国が自国の比較優位を有する専門分野を明確に特定し、貢献分野を限定していることである。日本の場合、施設、医療分野における技術力と教育訓練ノウハウが明確な中核となり、専門性を活用した形での関与が可能となった。貢献分野を拡散させず、専門性を集中させることは、制度内での役割の確立と信頼獲得に資する。

第二の条件は、国連側に当該分野を制度化・標準化しようとする政策的意思が存在することである。UNTPP は、PKO 改革、とりわけ訓練の標準化と能力構築支援を重視する一連の政策（HIPPO 報告、A4P 等）の延長線上に位置づけられている。このような上位政策との整合性が確保されて初めて、支援国の貢献は制度的影響力として定着する。

第三の条件は、要員派遣国側に能力内在化への需要が存在することである。派遣実績の向上や国際的評価の獲得を目指す新興派遣国にとって、国際標準に基づく訓練は切実なニーズであり、この需要が UNTPP の持続性を支えている。

これら三つの条件が重なった場合、中堅国は大規模な軍事力や財力を投入することなく、制度の設計・運用に参画することで、持続的な影響力を行使し得る。日本の UNTPP 参加は、自国の比較優位を特定し、それを国際制度の需要と結びつけることによって実現し得る、条件付きの制度的貢献モデルを提示するものである。

4.3 地域的な連携

UNTPP を通じた制度的貢献は、二国間の支援・被支援関係を超え、中堅国間の水平的協力を国連制度の下で媒介する可能性を有している点にも重要な特徴がある。日本の経験は、他の中堅国が同様の枠組みを通じて、訓練支援国としての役割を段階的に形成していく際の参照点となり得る。

例えば、PKO への派遣実績を積み重ねてきた国は、今後、特定分野における訓練支援や教官養成への関与を通じて、UNTPP 内で新たなニッチを形成する可能性を有している。このような中堅国同士の連携は、能力構築支援の多元化を促すだけでなく、国連 PKO 全体の持続性向上にも寄与し得る。

さらに、地域的な連携の文脈においては、UNTPP 型の協力は、法の支配、制度構築、能

力構築といった非軍事的要素を具体的に実装する手段として戦略的含意を持つ。UNTPP は、理念的原則を直接的に掲げる枠組みではないが、結果として、規範の形成や能力構築支援を通じて、地域秩序の安定に資する機能を果たし得る。

以上の点から、UNTPP は、中堅国が国連制度を介して協働し、国際平和協力における役割を拡張していくための実践的プラットフォームとして位置づけることができる。

おわりに

本稿は、UNTPP を手がかりとして、日本の PKO 政策が部隊派遣中心の関与形態から、制度的貢献を軸とする形態へと転換してきた過程を分析した。その結果、UNTPP は国連の訓練標準化政策、支援国の専門性の特定と役割形成、要員派遣国の制度的需要という三者の利害が合致する中で形成・定着した制度であり、日本の貢献はイネーブラー訓練、訓練標準化への知的関与、戦略的コミュニケーション（SC）という再現性を有する構造を持つことが明らかとなった。さらに、部隊派遣を制約する国内法制や作戦環境は、日本の国際貢献を縮小させたのではなく、制度設計・運用段階への関与を促す条件として機能してきたことが確認された。これらの知見は、UNTPP が中堅国にとって「いつ、なぜ機能するか」が条件付けられた制度的貢献モデルであることを示しており、日本の経験は他の中堅国による国際平和協力の在り方を考える上でも重要な示唆を与える。

なお、今後の研究課題として、以下の点が挙げられる。第一に、他の支援国（カナダ、スイス、韓国等）との比較分析を通じて、支援国間の貢献様態の多様性と制度的影響力の差異を明らかにする必要がある。第二に、要員派遣国の視点から、訓練支援の受容、効果、制度的内在化のプロセスを実証的に検討することが求められる。第三に、UNTPP で得られた知見を、EU の共通安全保障・防衛政策（CSDP）やアフリカ連合（AU）の平和支援活動（PSO）といった非国連統括型ミッションに応用する可能性についても、理論的・実証的に検討する余地がある。

（防衛省統合幕僚学校国際平和協力センター研究員）

本研究に示された見解は統合幕僚学校国際平和協力センターにおける研究の一環として発表する執筆者個人のものであり、防衛省又は統合幕僚学校の見解を示すものではありません。